

自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育

旭川地方労働基準協会（インボイス発行事業者）
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

事業者は、自由研削用といし取替え又は、取替え時の試運転の業務に労働者を従事させる場合、その労働者に対して法定に基づく特別教育を行わなければならないと定められています。（労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第1号）

つきましては、「安全衛生特別教育規程」に基づき、下記のとおり特別教育を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 講習日程（1日間）

	受講日	時間(休憩含)	会場	受付期間	定員
第1回	R8. 7. 30(木)	9:00～16:50	旭川市ときわ市民ホール 4F 多目的ホール (旭川市5条通4丁目)	5/29～7/16	30名
第2回	R8.10. 26(月)	9:00～16:50	旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目)	8/26～10/13	50名
第3回	R9. 1. 12(火)	9:00～16:50	旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目)	11/9～12/21	50名

※都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

2. 講習料

会 員 11,000円 消費税10%含
(内訳：受講料9,680円、テキスト代1,320円)
会 員 外 13,200円 消費税10%含
(内訳：受講料11,880円、テキスト代1,320円)

※講習料の支払方法は原則振込となります。
(申込書受理後、請求書を発行いたします)

3. 申込方法

受付期間内に、申込依頼書を当協会に提出して下さい
※先着順で受付し、定員に達し次第締めきりますので、
事前に受付状況をご確認下さい。

4. 添付するもの

写真1枚(30ミリ×24ミリ)

5. 修了証等

特別教育修了者に修了証を交付し、事業所に教育についての実施記録証明書を発行します。

6. 注意事項

欠席の場合、講習前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

7. 教育科目

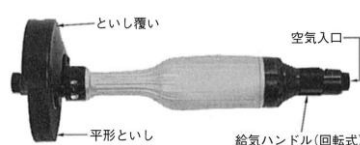
自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	2時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
関係法令	1時間
実 技 (自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法)	2時間
教育時間合計	6時間



卓上用電気グラインダ



電気ストレートグラインダ



平形といし用空気グラインダ



可搬型切断機

自由研削用グラインダは、加工物がグラインダを手を持って作業を行うもので、主な種類は、①携帯用(手持式)グラインダ、②卓上(床上)用グラインダ(両頭グラインダ)、③スインググラインダ、④ワゴングラインダ、⑤切断機などがあります。

研削盤には、大きく分けて自由研削用と機械研削用の2種類があります。
機械研削用は、高精度を要する工作機械で、工場等に据付けた機械に加工物をセットして作業を行うものです。(※自由研削用といしと、機械研削用といしは、別々の教育です)

自由研削用といしの取替え等の業務に係る 特別教育受講申込依頼書

【 講習日 令和 年 月 日 】

写真

30 mm × 24 mm

裏面に氏名を記入して下さい

●太枠の部分に、黒ボールペン等で、楷書で記入して下さい。

氏名は略さないで住民票(運転免許証)のとおり正確に記入して下さい。

(例) 斉藤の「斉・斎・齋」、渡辺の「辺・邊・邊」、高橋の「高・高」など

※ 受講番号

※印の欄は記入しないで下さい

ふりがな		男 ・ 女	昭和 ・ 平成	年	月	日生
氏名	旧姓を使用した氏名又は通称の併記 (希望する ・ 希望しない)					
	併記を希望する場合は、右欄に旧姓又は通称を記入→ ★戸籍抄本、住民票等の添付が必要					
住所	〒 — — 携帯(— —)					
事業場名						
事業場所在地	〒 — —					
連絡先	電話 — —		FAX — —			
	担当者		担当者部署			
講習料支払方法	※原則振込となりますので、講習日の10日前までに納入願います。					
※会員区分	会 員	コードNo. 57	講習料 11,000円	※入金日		
	非会員	コードNo. 58	講習料 13,200円			

年 月 日

旭川地方労働基準協会 行き

〒070-0043

旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

●申込依頼書はコピーして使用いただけます。

当協会ホームページからダウンロードもできます。http://www.asahikawa-lsa.jp

旭川地方労働基準協会 検索

